

筑波技術大学 研究データポリシー

〔 令和 7 年 1 1 月 2 7 日 〕
制 定

（目的）

1. 筑波技術大学（以下「本学」という。）は、教員個々の専門分野に関する研究と併せて、障害者支援と各専門分野との融合により生まれる研究を推進し、その成果を社会に還元していくとともに、障害分野の研究を牽引することを研究の基本的目標としている。研究データを適切に管理し保存することは、研究推進のための基盤となり、その研究データを利活用することは研究成果の社会への還元につながるものである。

そこで、本学は研究データの適切な管理及び利活用を推進することを目的とし、筑波技術大学研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

（研究データの定義）

2. 本ポリシーが対象とする研究データは、本学の研究活動を通じて収集又は生成したデータのことをいい、デジタル・非デジタルを問わない。

（研究データの管理）

3. 研究者等は、法令や関係する学内外の規則等を遵守し、研究データを適切に管理する。

（研究データの公開、利活用）

4. 研究者等は、自らが管理するデータについて、法令や関係する学内外の規則等に特段の定めがある場合を除き、可能な限り社会に公開し、その利活用を促進する。

（大学の責務）

5. 本学は、研究者等が行う研究データの管理、公開及び利活用の環境を整える。

（その他）

6. 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

筑波技術大学 研究データポリシー解説

令和7年11月27日

筑波技術大学研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）は研究データの公開・共有を含め、オープンサイエンス等の世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が進む近年の潮流を踏まえ、本学の目標を達成するために以下のとおり定める。

【目的】

本ポリシー制定の目的は以下のとおりである。

- ・研究データの適切な管理・公開・保存の確実な実施
- ・学内の各ステークホルダーの役割分担の明確化
- ・学内における研究データ管理枠組みの全体像の共有
- ・研究データ管理に関わる大学の社会的責任の全う

【研究データの定義】

研究データとは、研究活動の過程において、収集又は生成したデータだけではなく、それらを解析又は加工して作成したデータ、それらのデータを説明する資料も含まれる。形態としては、数値、画像、テキストなど、あらゆる形態が含まれ、媒体はデジタル・非デジタルを問わない。

本ポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者等が、共同研究等、本学における学術活動を通して収集した又は生成したデータも含まれる。

研究者等が、以前に在籍した機関で収集又は生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

【研究データの管理】

研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究データに関わる一連の活動全般を指す。

例えば、以下のようなものがある。

- ・研究実施前：プロジェクト開始時における研究データ管理計画（DMP）の策定
- ・研究実施時：研究データの保存や共有を行う際の法令上の規定の遵守、個人情報を含む研究データの匿名化又は仮名化（困難な場合は暗号化）
- ・研究終了時：研究プロジェクト終了時に、研究データと関連資料を信頼できるアーカイブ（機関リポジトリ等）へ適切な期間、保存すること

本ポリシーが対象とする「研究者等」とは、役員、教職員及び学生等を問わず、本学において前述に定める研究データを取り扱い、研究活動を行う者若しくはそれらの活動に関わる者を指す。

研究データを収集又は生成した者は、原則として、その管理、公開及び利活用について決定することができ、これらを本学が一方的に定めることはない。

ただし、その決定は、法令及び本学の規程その他これに準ずる定め、資金配分機関や共同研究者等と交わした取り決め上許される範囲にとどまらねばならない。また、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合、例えば、データに第三者の知的財産権や個人情報を含む場合には、それらを害してはならない。

【研究データの公開、利活用】

研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすることを指すが、前述に示した制約等を踏まえ、オープン・アンド・クローズ戦略を十分に検討の上、適切に公開の段階を設定することが必要である。公開の段階は大別すると公開（アクセス制限なく誰でも利用可能）、制限公開（研究データへのアクセス申請を承認された研究者が利用可能）、制限共有（データ管理計画に記載された研究者及び研究データへのアクセス申請が承認された研究者間で共有）、非公開（研究プロジェクト内の認められた者に限り提供）となる。

研究者は、それぞれの研究分野における法的及び倫理的要件、契約、規程等に基づく特段の定めがない限り、原則として可能な限り FAIR 原則に則って公開することが望ましい。

参考：FAIR 原則（和訳）

To be Findable:（見つけられるために）

- F1. （メタ）データが、グローバルに一意で永続的な識別子（ID）を有すること。
- F2. データがメタデータによって十分に記述されていること。
- F3. （メタ）データが検索可能なリソースとして、登録もしくはインデックス化されていること。
- F4. メタデータが、データの識別子（ID）を明記していること。

To be Accessible:（アクセスできるために）

- A1. 標準化された通信プロトコルを使って、（メタ）データを識別子（ID）により入手できること。
- A1.1 そのプロトコルは公開されており、無料で、実装に制限が無いこと。

A1.2 そのプロトコルは必要な場合は、認証や権限付与の方法を提供できること。

A2. データが利用不可能となったとしても、メタデータにはアクセスできること。

To be Interoperable: (相互運用できるように)

I1. (メタ) データの知識表現のため、形式が定まっていて、到達可能であり、共有されていて、広く適用可能な記述言語を使うこと。

I2. (メタ) データが FAIR 原則に従う語彙を使っていること。

I3. (メタ) データは、他の (メタ) データへの特定可能な参照情報を含んでいること。

To be Re-usable: (再利用できるように)

R1. (メタ) データが、正確な関連属性を豊富に持つこと。

R1.1 (メタ) データが、明確でアクセス可能なデータ利用ライセンスと共に公開されていること。

R1.2 (メタ) データが、その来歴と繋がっていること。

R1.3 (メタ) データが、分野ごとのコミュニティの標準を満たすこと。

(Licensed under a Creative Commons 表示 4.0 国際 ©2019 国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター)

出典：FORCE11: THE FAIR DATA PRINCIPLES (2016).

<https://www.force11.org/group/fairgroup/fairprinciples>,

NBDC 研究チーム(訳), "FAIR 原則 (「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳)" (2019).

<https://doi.org/10.18908/a.2019112601>

【大学の責務】

本学は、研究者等が行う研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境の整備を推進する。

本学は、研究者等に次の支援を提供できるように取り組む。

- ① 研究データを管理するためのデータプラットフォームを提供する。
- ② 研究データ管理計画等、本ポリシーに基づく研究データの管理に関する計画や行動を支援する。
- ③ 研究データを公開するための機関リポジトリ等の公開プラットフォームを提供する。
- ④ 研究データに関する契約、法務等を支援する。
- ⑥ 研究データの管理、公開、利活用に関わる規程・実施要項等を定める。
- ⑦ 研究データの管理、公開、利活用に関して啓発する。

【その他】

データ管理のあり方には、社会情勢等の状況に応じて、変化が生じることが予想されるため、本ポリシーについても適宜見直しが必要となることを明示した。